

入札者心得

- 第1 この入札は、奈良市契約規則及び法令に定めるもののほか、この条件の定めるところによるものとする。
- 第2 入札保証金は免除とする。
- 第3 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることはできない。
- 第4 入札の方法は郵便入札とする。
- 第5 入札書は定められた到達期限までに、「一般書留」「簡易書留」のいずれかにより郵送すること。
- 第6 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 第7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 第8 入札書に署名または記名押印のない入札、入札金額を訂正した入札、入札書に物品名のない、または間違いのある入札、入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札、入札書の日付が開札日でない入札等は、無効とする。
- 第9 入札者の不正行為、または不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- 第10 入札者中、入札比較価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- 第11 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。
- 第12 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 第13 再度入札は1回を限度として行う。再度入札となった場合は、別途通知を行います。
- 第14 落札となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて、落札者を決定します。